

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射事案についての島根県知事コメント

1. 5月27日22時43分頃、北朝鮮から衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射が強行された。
2. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、県民の生命、身体、財産への深刻かつ重大な脅威であり、衛星打ち上げを目的とするものであっても、弾道ミサイル技術を使用した発射は、関連する国連安全保障理事会決議に違反するものである。
3. 県では、発射情報入手後、直ちに情報収集を行い、島根原子力発電所、島根県内の漁船、県教育委員会の水産実習船（神海丸）の安全を確認した。
4. 政府は、北朝鮮に対して、厳重に抗議することはもちろん、関係国と連携してこのような暴挙を繰り返さないよう断固たる対応に全力を尽くしてほしい。